どこよりも電気　プラン約款

【従量電灯】

関西電力送配電サービスエリア

2020 年 12 月 15 日実施

目　　次

1 適用 3

2 契約種別 3

3 従量電灯 3

4 燃料費調整 5

別表（電気料金単価） 9

1　適用

(1) どこよりも電気プラン約款 【従量電灯】(以下「契約プラン約款」といいます。)は、株式会社 Wiz (以下「当社」といいます。)がどこよりも電気 電気供給約款[低圧](個人)(関西電力送配電サービスエリア)(以下「電気供給約款」といいます。)にもとづき、小売電気事業者であるサミットエナジー株式会社(以下「サミットエナジー」といいます。)の取次として、個人(個人事業主を含みます。)の低圧需要に対して電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

(2) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款にて定めた意味で使用するものといたします。

(3) 契約プラン約款に定めのない事項については、電気供給約款に準ずるものといたします。

(4) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

2　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1)　プランＡ

(2)　プランＢ

(3)　プランＣ

3　従量電灯

(1)　プランＡ・プランＢ・プランＣ　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき別表(電気料金単価)によって算定され

た金額および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ホ　その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2)　プランＡ・プランＢ・プランＣ　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 2（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(ｲ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は、1 月につき別表（電気料金単価）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量により別表（電気料金単価）にもとづき算定いたします。

4　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0140

β＝0.3483

γ＝0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合

平均燃料価格は、40,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (40{,}700\text{円} - 27{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　従量電灯Ａ

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ　従量電灯Ｂ

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原

油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

別表　電気料金単価

2. 契約種別（1）（2）（3）各プランの最低料金、基本料金、電力量料金単価および最低月額料金は、次のとおりといたします。

(1) プランＡ

イ　従量電灯Ａ

(ｲ) 最低料金

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	316 円 92 銭

(ﾛ) 電力量料金

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	25円15銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円15銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円15銭

ロ　従量電灯Ｂ

(ｲ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	366円40銭

(ﾛ) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円45銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円45銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円45銭

(2) プランＢ

イ　従量電灯Ａ

(ｲ) 最低料金

1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	241 円 01 銭

(ﾛ) 電力量料金

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20円31銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロ	25円71銭

ワット時につき	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円70銭

ロ　従量電灯Ｂ

(ｲ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	296円00銭

(ﾛ) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円12銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円63銭

(3) プランＣ

イ　従量電灯Ａ

(ｲ) 最低料金

1契約につき	0円

(ﾛ) 電力量料金

1キロワット時につき	22円30銭

(ﾊ) 最低月額料金

1契約につき	0円

ロ　従量電灯Ｂ

(ｲ) 基本料金

1契約につき	0円

(ﾛ) 電力量料金

1キロワット時につき	23円30銭